

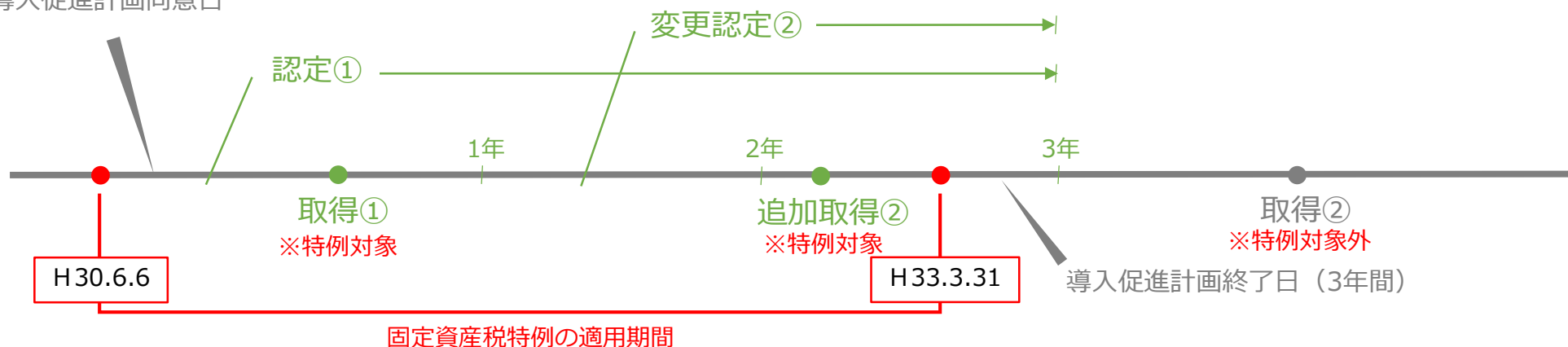
先端設備等導入計画の変更について

◆先端設備等導入計画の変更申請について、計画期間の変更はできません。

⇒計画を変更した場合における事業の計画期間については、変更した時点から新たに計画が始まるのではなく、変更前の計画期間を実施した期間を含めたものとしします。

例) 計画期間が3年の場合

導入促進計画同意日



- ・計画を変更（設備を導入）することにより労働生産性に影響を及ぼす場合は、労働生産性の目標値について変更することができます。
その際は、認定経営革新等支援機関により事前確認を行っていただく必要があります。

※計画期間の変更を行う場合は新たに労働生産性向上の目標を定め、先端設備等導入計画を作成していただく必要があります。